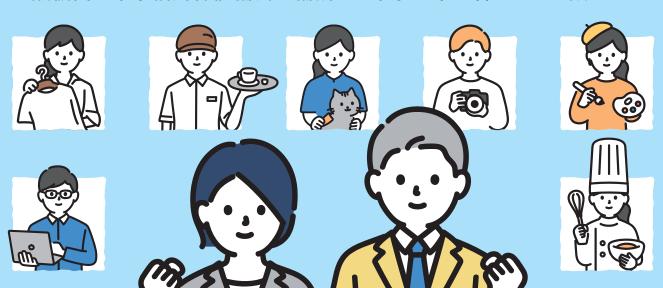
金融機関と東京信用保証協会が協調して中小企業の皆さまを支援します!



大力 司司 プロパー融資 大 技



「協調支援型特別保証制度」のご案内





O1. 制度概要

ご 利 用 いただける方	次のいずれかに該当する方 (I)申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額のI割以上(融資期間I2か月以上)のプロパー融資を受ける方 (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方						
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)						
責任共有制度	責任共有対象のみ						
対 象 資 金	事業資金(運転資金·設備資金·運転設備資金)						
返 済 方 法	一括返済または分割返済						
保証期間	- 括返済の場合 年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間は運転資金 年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)						
担 保	必要に応じて						
保 証 人	必要に応じて(法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)						
融資利率	金融機関所定利率						
保証料率	02.「保証料について」を参照						
必要書類	所定の申込資料のほか、次の資料を添付 ・申込人資格要件申告書兼誓約書(「ご利用いただける方」(I)(2)のいずれの場合も必要) ・経営行動計画書(「ご利用いただける方」(2)の場合のみ必要)						

02. 保証料について

●ご利用いただける方 <u>(1)の場合</u>

当協会保証申込受付日に応じて、【表1】~【表3】の補助率に相当する額を国が補助します。

- ・令和7年3月14日~令和8年3月31日の当協会申込受付分は【表1】
- ・令和8年4月1日 ~令和9年3月31日の当協会申込受付分は【表2】
- ・令和9年4月1日 ~令和10年3月31日の当協会申込受付分は【表3】

●ご利用いただける方 (2)の場合

当協会保証申込受付日を問わず【表3】の補助率に相当する額を国が補助します。

【表I】I/2相当を国が補助します

区分	I	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国の補助(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

【表2】I/3相当を国が補助します

区分	I	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国の補助(%)	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15
事業者負担(%)	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30

【表3】I/4相当を国が補助します

区分	I	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国の補助(%)	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担(%)	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

※条件変更に伴い追加で生じる保証料については国の補助の対象外となります。



